

西条市農業委員会 令和6年度 第3回総会 議事録

1. 日 時 令和6年6月5日(水) 午後2時00分から午後3時07分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 21名 欠席者 3名 出席率 87.5%
推進委員 出席者 22名 欠席者 8名 出席率 73.3%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂				
会長代理	23番	真鍋美鈴				
委 員	1番	越智 一志	11番	真鍋 覚	20番	宇佐美好正
	2番	明比 典正	13番	鈴木 伸二	22番	岡田 貴洋
	3番	徳増 靖記	14番	武田 弘文	24番	宇野 嘉秀
	4番	一色 達夫	15番	武田 喜義		
	5番	白木あゆみ	16番	曾我部英樹		
	6番	藤田 孝明	17番	武田 安博		
	7番	近藤 明弘	18番	山内ふさえ		
	10番	篠森 均	19番	徳永 耕治		

○欠席者氏名

9番 長谷川孝師 12番 武方 謙一 21番 余吾 秀利

○推進委員出席者氏名

委 員	2番	一色 信之	13番	平木 克彦	26番	佐伯 静雄
	3番	加藤 武司	14番	中川 英隆	27番	玉井 隆志
	5番	伊藤 龍二	16番	山田 好一	29番	小倉 謙治
	6番	伊藤 正夫	17番	垂水 久明	30番	日野 貴文
	7番	日野 哲也	18番	楠窪 和彦		
	9番	岡本 省三	20番	高木 秀昭		
	10番	安藤 英利	22番	佐山 林壱		
	11番	近藤 仁志	23番	黒河 祐二		
	12番	真田 克彦	25番	佐伯 保親		

○欠席者氏名

1番 寺田 昌直 4番 高橋 滝雄 8番 宮武 恭宏 15番 武田 義臣
19番 菅 辰郎 21番 高橋 寿夫 24番 渡部 靖 28番 桑原 俊樹

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第4号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について
議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
議案第6号 令和5年度西条市農業委員会事業報告について
議案第7号 令和6年度西条市農業委員会事業計画（案）について
報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋修平 西部分室長 戸田 徹
事務局次長 高橋徹也 事務局担当次長 橋田勇作
事務局副主査 遠藤竜彦

7. 議事内容

事務局	定刻になりましたので、ただ今から令和6年度 第3回西条市農業委員会総会を開会いたします。 皆さま、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。 はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	【会長挨拶】
事務局	それでは、議事の進行は、農業委員会会議規則の規定により、会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしく願いいたします。 【会長、議長席に着く】
議 長	それでは、これより議長を務めさせていただきます。これより先は、着座にて進行させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。 【議事録署名人及び書記の指名】
議 長	まず、私の方から議事録署名人を指名させていただきます。 明比典正委員、徳増靖記委員の両委員にお願いをいたします。 本日は、農繁期の大変忙しい時期でございますので、多くの方から欠席届が提出されております。農業委員からは、9番 長谷川孝師委員、12番 武方謙一委員、21番 余吾秀利委員、農地利用最適化推

進委員からは、1番 寺田昌直委員、4番 高橋滝雄委員、8番 宮武恭宏委員、15番 武田義臣委員、19番 菅辰郎委員、21番 高橋寿夫委員、24番 渡部靖委員、28番 桑原俊樹委員から出ておりますのでご報告をいたしておきます。

ただ今の出席農業委員数は、21名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告いたします。

書記につきましては、事務局の橋田、遠藤の両君にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。

農地法第3条関係

議長 まず、農地法第3条関係、議案書につきましては3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

まず、議案内容について事務局から説明をいたします。

事務局 事務局の高橋です。よろしくお願いたします。
失礼して、着座にてご説明させていただきます。
議案書4ページをご覧ください。

42号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

43号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

なお、申請地である〇〇 〇番〇の一部には、建築物が存しており、当該部分につきましては、議案第3号にてご審議いただくこととしております。

44号は、〇〇の 〇〇 氏が、小作地解放のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

45号、46号は、〇〇の 〇〇 氏と、〇〇の 〇〇 氏が、互いの農地を交換しようとする申請でございます。

47号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

本件は新規就農案件でありますので、後ほど事務局より譲受人についてご説明させていただきます。

議案書5ページをご覧ください。

48号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から贈与を受けようとする申請でございます。

49号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

50号は、〇〇の 〇〇 氏にある農地法第3条に係る賃借権を、子の〇〇の 〇〇 氏へ移転しようとする申請でございます。

51号、52号は、〇〇の〇〇農業協同組合が、実証圃設置のため、〇〇の 〇〇 氏、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

なお、これら2件につきましては、試験研究及び農事指導のための取得であり、農地法施行令第2条第1項第1号イに規定する農地法第3条の不許可の例外に該当するものでございます。

53号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

54号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

55号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書6ページをご覧ください。

56号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 亡 〇〇 相続財産より所有権の移転を受けようとする申請でございます。

なお、渡人には、相続財産清算人として〇〇の司法書士 〇〇 氏が就任しております。

57号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

58号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上17件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がありました案件の中で、43号及び47号につきましては新規就農ではありますが、共に自家消費を目的とした農地取得であり、面接は行っておりませんので、事務局より報告をお願いしたいと思います。

事務局 失礼します。

43号の譲受人、 〇〇 氏は、〇〇在住の方であります。〇〇氏は、妻の里が申請地の近所であり、申請地の所有者である譲渡人が高齢で動けないとのことから、〇〇氏が代わりに管理をしておりましたが、今回、購入する運びとなったとのことであります。〇〇氏自身は、実家が元々農家で、農業経験があり、現在も〇〇や申請地付近で農業

の手伝いをしているとのことである点から、面談不要と判断しております。申請地購入後は、自家消費野菜の耕作を行う予定であります。なお、3条においては、申請地の一部の面積での申請ですが、残りの部分については5条での申請となっております。

47号の〇〇氏であります。住民票は〇〇ですが、現在は、〇〇に妻と住んでおり、〇〇の宗教法人の役員をしております。今回、〇〇の宗教法人の向かいにある農地〇〇㎡について贈与を受け、家庭菜園として妻と自家消費野菜等を栽培する予定であります。〇〇氏につきましては、夫婦とも10年ほどの農業経験があり、自家消費を基とした家庭菜園での利用ということから面談不要と判断しております。なお、住民票につきましては、将来的に西条市に移す予定と聞いております。

以上2件につきましては、規模拡大の予定はなく、また、農地を農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がございました17件について、42号から地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

地区委員 42号 問題ありません。

43号 問題ありません。

44号 問題ありません。

45号、46号 問題ありません。

47号 問題ありません。

48号 問題ありません。

49号 問題ありません。

50号、51号、52号 問題ありません。

53号 問題ありません。

54号、55号、56号 問題ありません。

57号 問題ありません。

58号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんの方からは問題ないということですが、ほかに、ご意見、ご異議等はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上17件を原案どおり許可することいたします。

農地法第4条関係

議長 次に、農地法第4条関係、議案書につきましては7ページになります。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について、を議題といたします。

まず、議案内容について事務局から説明をいたします。

事務局 議案書8ページをご覧ください。

4号は、〇〇の 〇〇氏が、農業用及び家財用倉庫を建築しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、申請地には、既に倉庫が建築されておりますが、これは、申請人の父親が昭和51年頃に建築資材や農業用機械を収納するため建築したもので、申請人は、これまで違反転用のまま使用を続けていたことを深く反省し、今後農地に建築物を建てるときは、専門家と相談し違反のないよう気を付けるようにいたしますとの始末書が提出されております。

5号は、〇〇の 〇〇氏が、農業用倉庫を建築しようとする申請でございます。

6号は、〇〇の 〇〇氏が、農業用倉庫を建築しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、申請地には、既に倉庫が建築されておりますが、これは、大工をしていた申請人が昭和55年に大工仕事を行う作業場として建築したものを農業用に変更したもので、建物の登記を専門家に依頼した際に違反転用であることが発覚しました。申請人は深く反省し、農振法及び農地法についての知識と理解が乏しく、申し訳ありませんでした。これからは法令を遵守しますとの始末書が提出されております。

以上3件、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございました。

ただ今事務局が説明しました3件であります。4号から順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。

よろしく願いいたします。

地区委員 4号 問題ありません。
5号 問題ありません。
6号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
地元の委員さんからは問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございました。
「異議なし」ということでありますので、以上3件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

農地法第5条関係

議長 次に、農地法第5条関係、議案書につきましては9ページになります。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について、を議題といたします。
まず、議案内容について事務局より説明をいたします。

事務局 議案書10ページをご覧ください。
27号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、農業用資材置場に転用しようとする申請でございます。
28号は、〇〇の有限会社 〇〇が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、3区画の分譲宅地に転用しようとする申請でございます。
29号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇氏ほか〇名から所有権移転を受け、物品販売店舗を建築しようとする申請でございます。
30号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受け、農業用倉庫を建築しようとする申請でございます。
本件は、議案第1号の43号に関連した案件であり、譲渡人の夫が平成9年に申請地を購入した際には既に建物が建っており、以降、農業用倉庫として使用し現在に至っております。
譲渡人からは、違反転用のまま使用を続けたことにつきましては、大変申し訳なく、以後このようなことがないようにいたしますとの始末書が提出されております。
31号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏 から所有権移

転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

議案書11ページをご覧ください。

32号は、〇〇の〇〇氏が、義理の妹である〇〇の〇〇氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

33号は、〇〇の〇〇氏が、義理の父である〇〇の〇〇氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

34号は、〇〇の〇〇株式会社が、〇〇の〇〇氏ほか〇名から所有権移転を受け、露天駐車場及び車両回転場に転用しようとする申請でございます。

以上8件、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今、事務局より説明がありました8件でございますが、27号から順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。

よろしく願いいたします。

地区委員 27号 問題ありません。

28号 問題ありません。

29号 問題ありません。

30号 問題ありません。

31号 問題ありません。

32号 問題ありません。

33号 問題ありません。

34号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんの方からは問題ないということでございますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上8件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農業振興地域整備計画変更関係

議 長 次に、議案書 1 2 ページになります。議案第 4 号、農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局より説明いたします。

事務局 議案書 1 3 ページをご覧ください。
位置図及び地番図は 1 4 ページになります。
2 号であります。申請人である ○○ 氏は、現在、稲作を主とした農業経営を行っておりますが、農業用機械等を収納するスペースの不足、また、米の乾燥や糶摺りの際に発生する騒音や粉じんの飛散による近隣の人家への影響を考慮し、新たに農業用倉庫を建築するため、農用地区域内の農地から農業用施設用地に用途区分変更しようとするものでございます。
以上 1 件、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
ただ今事務局より説明があった 1 件であります。これについて、地元の委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

地区員委員 2 号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。
地元の委員さんの方からも問題ないということですが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上 1 件を原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議 長 次に、議案書 1 5 ページ、議案第 5 号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局より説明をいたします。

事務局 議案書 1 7 ページをご覧ください。
件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いず

れも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。

議長 詳細につきましては、議案書18ページから52ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、232件、面積は、68万9,571㎡となっております。そのうち、所有権移転は、3件、面積は、7,605㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしく願います。

議長 ありがとうございました。

ただ今事務局が説明しました内容でございますが、委員の皆さんよりご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

令和5年度西条市農業委員会事業報告

議長 次に、別冊の議案書その2の中の2ページになります。議案第6号、令和5年度西条市農業委員会事業報告について、内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、別冊の議案書その2をお手元にご用意ください。

令和5年度西条市農業委員会事業報告についてご説明いたします。

総会議案書その2、3ページをご覧ください。

令和5年度は、委員改選の年であり組織活動体制の整備を進めるとともに、総会を始めとする各種会議を開催し、議案の審議はもとより、諸問題への迅速な協議・対応を行うなど、農業委員会の円滑な運営に努めました。また、研修により委員相互の連携と強調を図り、相互研鑽と資質の向上に努めました。

第2 会議に関する事項につきましては、3ページから5ページにかけて、昨年度開催した、総会、幹事会の内容をまとめたものを記載しております。

次に、5ページの第3 遊休農地対策ですが、特に周辺への影響が

懸念される農地2,306筆、226ヘクタールを中心に、すべての農地を対象にパトロールを実施し、遊休農地面積、約10.2ヘクタールの改善が見られました。

第4 新規就農者に関する事項についてでございますが、農地法等の申請による新規就農の面接を20件実施いたしました。許可及び設定面積は、117,420㎡となっております。

委員の皆様におかれましては、新規就農者への、農業指導、育成等、今後ともよろしくお願いいたします。

第5 和解の仲介は、ございませんでした。

6ページに第6 農業委員の組織体制、第7 事務局の組織体制を記しております。

つづきまして7ページ、事務処理状況でございます。

第1 農地法関係処理状況でございますが、農地法第3条関係では、合計で168件、307筆、約28万6,000㎡の権利移動が行われました。

次に8ページ、農地法第4条、5条の転用の関係でございます。

4条が、19件、約9,000㎡、5条が、140件、約16万3,000㎡となっております。目的別の転用状況は、4の表のとおりとなっております。4条、5条合わせまして、159件、約17万2,000㎡の転用がなされております。

次に、9ページ、第2 利用権設定等の状況でございますが、各種権利の設定と移転、合わせまして、1,726件、約545万3,000㎡となっております。

次に、第3 認定農業者に関する事項でございますが、個人482名、共同体20団体、法人68法人、計570経営体が認定農業者となっております。

つづきまして、第4 農業者年金に関する事項でございますが、受給者数が308名、待機者数が43名となっております。

10ページから11ページは、農業委員会関連の1年間の会議等の状況等を記載しておりますのでお目通しいただけたらと思います。

つづきまして、12ページから17ページまでの令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてご説明いたします。

12ページは、令和5年4月1日現在の農業委員会の体制、農家、農地等の概要を記しております。

13ページ、Ⅱ 最適化活動の実施状況についてでございます。

1 最適化の成果目標の(1)農地の集積につきましては、現状の集積面積3,045ヘクタール、集積率54.8パーセントであり、令和5年度の目標面積3,078ヘクタール、集積率55.4パーセントに対しまして、実績は集積面積3,300ヘクタール、令和5年度末

の集積率が59.4パーセントと、目標に対する達成状況は107.2パーセントとなっております。

次に、(2) 遊休農地の発生防止・解消でございます。

直近である令和4年度利用状況調査により判明した遊休農地の状況を現状としておりまして、1号遊休農地面積は119ヘクタールとなっております。令和5年度の目標としましては、既存の緑区分の遊休農地解消に向けた目標面積を15ヘクタール、また、14ページ、イ 新規発生遊休農地の解消の中の前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積を12ヘクタールと設定しております。これに対しまして、既存の緑区分の遊休農地解消実績面積が6.9ヘクタールと、目標に対する達成状況は46パーセント、また前年度に新規に発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積は1.5ヘクタールとなっております。

つづきまして、(3) 新規参入の促進でございますが、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積の目標である61.2ヘクタールに対しまして、15ページにあります実績面積が16.9ヘクタール、目標に対する達成状況は27.6パーセントとなっております。また、令和5年度中の新規参入は39経営体で、これらの経営体が取得した農地面積は12.8ヘクタールとなっております。

続きまして、2 最適化活動の活動目標についてでございます。

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標につきましては、全国農業会議所から1人当たりの活動日数の目標として10日を示されておりますので、月10日を目標としたものでございます。

次に、(2) 活動強化月間の設定についてでございますが、強化月間に取り組むこととして農地パトロールの実施を目標に掲げておりましたが、これに対する実績を記しております。

次に、16ページ、(3) 新規参入相談会への参加でございますが、目標として、西条地区営農相談会及び周桑地区営農相談会への参加を掲げておりましたが、農業委員会からは参加する機会がありませんでした。

続きまして、推進委員等の点検・評価結果についてでございます。

委員の皆さまより毎月提出していただいております農業委員会活動記録簿等を基に、国が定める基準に従い評価した結果、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」61名、「目標に対して期待を(やや)下回る結果となった」21名といった結果になりました。委員の合計が82名となっておりますのは、令和5年度は委員の改選があり、新たに28名の方が委員となったためです。また、農業委員会に対する評価としまして、委員個々の評点を集計し、国が定める基準に従い評価した結果、目標の達成状況の評語にあります「目標に対して

期待どおりの結果が得られた」となっております。

つづきまして、17ページ、Ⅲ 事務の実施状況についてでございます。

1 総会、部会の開催実績、2 農地法第3条に基づく許可事務、3 農地転用に関する事務につきましては、先の事業報告と説明が重なりますので省略させていただきます。

4 違反転用への対応についてでございますが、市長部局や愛媛県とも連携し、1.1ヘクタールの違反転用の解消を行いました。

なお、12ページから17ページまでの令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表につきましては、公表が義務付けられておりますので、本会でご承認いただきましたら、市ホームページにて、公表させていただきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、令和5年度西条市農業委員会事業報告についての説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より、令和5年度の事業報告について説明がありましたが、この報告について、皆さんから何かご意見、ご質問等ございましたらお受けしますが、ございませんか。

一色達夫委員 一点説明していただければと思います。14ページの新規参入の促進について、下限面積要件の撤廃によって新規参入の件数がどのように変遷しているのかということがわかれば教えていただきたいと思っております。

事務局 新規参入者について、3条申請、利用権設定ごとにご報告させていただいたと思います。

令和元年度は、3条申請が5件、利用権設定が2件で合計7件でした。令和2年度は、3条申請が8件、利用権設定が12件で合計20件、令和3年度は、3条申請が8件で、利用権設定が5件で合計13件、令和4年度は、3条申請が1件で、利用権設定が6件で合計7件でした。これに対して下限面積要件が撤廃されましたことによりまして、令和5年度は、3条申請が28件、利用権設定が11件、合計39件ということで、前年度までと比較しますと圧倒的に件数が増えたというような状況となっております。

以上でございます。

議長 一色委員さん、先ほどの事務局の説明でかまいませんか。

一色達夫委員

はい。

議 長

ほかに何かご意見等ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

ありませんか。

委員一同

異議なし。

議 長

ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上1件、原案どおり承認することといたします。

令和6年度西条市農業委員会事業計画

議 長

次に、議案書その2、18ページになります。議案第7号、令和6年度西条市農業委員会事業計画(案)について、内容を事務局より説明をいたします。

事務局

それでは、ご説明させていただきます。

19ページをご覧ください。令和6年度事業計画案でございます。重点事項等、要点を抜粋してご説明させていただきます。

1の基本方針でございますが、本文、3行目から記載しておりますが、今年度も、3つの柱をもとに取り組んでまいります。

1つ目は、担い手への農地の集積、集約化、2つ目は遊休農地の発生防止、3つ目は 新規就農者の育成・確保となっております。

2の重点課題でございますが、主なものとしまして、(1) 農地最適化活動の目標の設定等の事務の実施を踏まえた、農業委員会組織体制の整備・強化に、取り組んでまいりたいと考えております。(3) の農地の集積と担い手確保・育成の推進、(4) の農地利用の最適化に向けた取組の指導につきましても、農業委員、関係各所との連携を一層密にし、取り組んでまいりたいと考えております。(5) の農地利用最適化推進1・1・1運動につきましても、農地の利用調整活動を推進し、1人あたり1年間に1筆以上の出し手と受け手のマッチング成果を上げるよう取り組んでまいりたいと考えております。(6) の遊休農地の解消対策ですが、そのひとつの方策として非農地判断に向けた取組みも推進したいと考えております。(11) の目標地図の

素案作成でございますが、8月末を目途に目標地図の素案完成を目指したいと考えております。

3の農業委員会の活動方針及び事業内容でございますが、昨年度と同様ではあります、記載の11項目を定めることとしたいと考えております。

以上 簡単ではございますが、令和6年度西条市農業委員会事業計画案についての説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。

ただ今、事務局より事業計画案について説明がございましたが、この案につきまして、委員の皆さんの方から、何かご意見・ご質問等がございましたらお受けしますが、ございませんか。

一色達夫委員 今年の作付け面積の聞き取りのときに、農地の貸借の制度が大きく変わりますというチラシをいただきました。令和7年4月から相対での利用権設定の廃止ということで、中間管理機構を通じての設定の準備が進んでいると思いますけど、私たちの令和6年度の活動としてですね、この制度の方向とどう連携したらいいのかということをお示しいただきたいと思います。

議長 ただ今一色さんの方から基盤強化促進法の改正についてのご意見がございましたが、この件について事務局より説明をお願いします。

事務局 先ほど一色委員さんがおっしゃられたように、現在、議案にもでおります農業経営基盤強化促進法に基づく貸借又は使用貸借ということで契約を行っているところでございますが、この基盤強化促進法は附則により来年3月末までの限定で使えるということですが、地域計画を来年3月末までに策定することになっておりますので、それ以降につきましては、この基盤強化促進法を使っての利用権設定はできなくなり、一色委員さんがおっしゃられましたように中間管理機構を通じた貸借、使用貸借の契約ということになってまいります。この中で農業委員又は推進委員の活動の移行といいますか、そういうことがあったということなんですけれども、今までは利用権設定ということでやっておったんですけれども、それが中間管理機構を通じた契約に変わるということだけであって、農業委員又は推進委員の主たる活動となっております農地の集積、これは今までどおり土地の所有者と耕作者のマッチングについては引き続いてやっていただく、ただし、今までであれば利用権設定ということで農業委員会が窓口になって手続きをやっていたのですが、これが来年の4月以降は農水振興課が窓口になって、農水振興課の方へ出し手、受け手の情報を

提供していただくと。農水振興課の方から機構へ申請、また、地主さんから機構へ貸して機構が作り手に貸す、あくまで契約に関してはこれまで相対ということで、誰が作るかわからないのではなくて、今までどおり所有者の方と耕作者が決まっているとおりのところに、間に形上機構をかまさなくてはならないことが法律の中に決まったということですので、委員さん方の活動につきましては、これまでどおり作り手がいない農地があれば、これについては、作り手へのあっせん等を行っていただきまして、これについての契約につきましては、農業委員会が行っておりました利用権設定ではなく、農水振興課の方が準備する機構を通じての契約に変わるというだけで、皆さま方の活動については、特に変更はございませんのでこれまでどおり農地利用の最適化の推進に積極的に取り組んでいただくようお願いしたらと思います。

議長 ありがとうございます。
ただ今の件について、一色さん、かまいませんか。

一色達夫委員 動き出してからじゃないといろいろな案件への対応というのが違って来るのかなあと感じます。それでこのチラシ（農地の貸借の制度が大きく変わります）を見ますと、来年の3月以前に利用権設定の期限が迫っているところについては一回解約して長期の契約に結び直してくださいというようなことも書かれているんですけど、制度の開始前にこのようなことで調整しておくのがいいのか、そこまで考えなくてもいいのかどうなのかだと思っておりますけれど、来年の4月を迎えるまでのことなんですけど、どのような対応をしたらいいのかということなんです。

議長 今は機構を通じて相対で契約する場合は1か月でできていたのが、（新しい制度では）3か月かかってくる。日程的なものが差し支える人については、事前に解約して来年の3月までに再契約しておけば、次の更新時までにはそれでいけますということであって、終期を揃えたいという人であれば、今の契約を（新制度が始まる）手前でいったん切って揃える、どうせ機構を通さなくてはならなくなるのだからそのときにまとめて更新する、それは農家の人によってさまざまな考え方があろうかと思えます。いずれ10年（機構が原則として定める期間）以降については、中間管理機構を通じた貸借にはなってくるので、各個人の判断で更新すればいいのではないかと思うんですが。

ほかに事業計画について、ご意見、ご質問があればお受けしますが。

山田好一委員 今は、1年でも、3年、5年でも自由に契約しているんですが、こ

の場合（促進計画による貸借）は、契約期間は一律に10年になるんですか。

議長 期間はさまざまです。それは可能です。

山田好一委員 国が決めたからこうなさいといのではく、メリットがあることに對して我々は賛同したいと思うんですけど、デメリットというのは、今だったら農業委員会に行けばそこで手続きをやれるんだけど、窓口は各支所に作ってくれるわけですか。

事務局 この件につきましては、農水振興課が対応するので、どこまでするのか伺ってはいないんですけど。現在の体制でしたら本庁と西部支所に農林建設課がございますのでそちらでの対応になるのではないかと考えております。

山田好一委員 書類は変わるのか、それとも今のを流用して使うんですか。

事務局 機構が定めた書式がございますので、そちらに変わりますが、記載内容につきましては、これまでどおり書いていただいていたような住所、氏名、貸借する農地ごとの情報、契約内容等で、おおむね今と同じような内容ですけれども書式は変わります。

山田好一委員 この勉強会みたいなことは総会でやるのですか。

事務局 農水振興課の方にも確認しないといけないんですけども、おそらく窓口で書式は用意しておりますので、来ていただいたらそちらの方で書いていただくことになるのではないかと思います。

垂水久明委員 農業委員や推進委員が（地域の方から）この田んぼを貸すということをいってこられることもあるんですよ。（地域の方はこれまで）委員に頼ってきたので、相談があったら私らが（書式の記載指導を）しないとイケないので、農水（振興課）になるのなら、説明会か何かを開いてくれるとありがたいんですけど。

事務局 このことにつきましては、こちらの方から農水振興課に申し入れをして、制度が動き出すまでに、ある時期がきましたら手続きの手順や手続きができる場所であるとかを皆さまに周知できるよう何らかの機会を設けるよう依頼をしたいと思います。

近藤明弘委員 一点だけかまいませんか。そうすると貸借の一覧表（議案書の農用

地利用集積計画のこと) がなくなって、この会では (審議することが) なくなってしまうという理解でよろしいのですか。

事務局 いや、そうではないです。今も機構を通じた貸借がございまして議案書の18ページを見ていただければと思うんですけれども、こういった形で出し手の方から機構へということと、機構から受け手へということで、今まででしたらこれが一括して出し手から直接受け手へとなっていたものが、これに準じた形で議案として農業委員会に意見を求められますので、議案書の方には一覧表の形で掲載して皆さまにご審議いただくこととなります。

議長 先ほど垂水君から質問がありましたが、この事業については農水振興課とも協議をしないといけないと思います。そういうことで、また農水振興課からも説明をしてくれると思いますので、質問がある方はその時にしていただければと思います。これも法律で期日が決まった中で (制度が) 変わりますので、事前に (利用権設定の結び直しの) 計画を持っている方はどちらがいいのか事務局に相談してもらったらと思いますのでよろしくお願いをいたします。

事務局 先ほどの一色委員さんからの質問に対し、会長がご回答した中で一点だけ補足させていただきます。西条市の場合、慣行小作権、間面権 (あいめんけん) がついている農地が結構あるんですけれども、これについて基盤強化促進法の中では、又貸し、底地を持っている人の了解があれば、耕作権を持っている方が別の人に貸す契約、これがかまわないことになっているんですけれども中間管理機構を通じた場合は又貸しはできないことになっております。従いまして、そういった農地を貸借している場合は、先ほど会長からが申ししておりました機構による貸借が始まる前までに一度解約して新たに10年単位の契約をしておけば、その契約期間中は活きますので、そういった形をとっていただかないといけないということになるかと思えます。それと、契約期間が重複するような契約はだめだということになりますので、これは今、農業会議や機構の方に確認中なんですけれども、よくあるのが期間借地、例えば、地主AさんからBさんに10年なら10年貸していたと、その期間の中で麦の期間だけCさんが作っている契約ということで、この場合、AさんとBさんは通年、その上にCという、半年なら半年の契約が乗っていたんですけれども、これもだめということで、やる場合はAさんとBさんが6か月、AさんとCさんが6か月、こういった契約となります。契約期間が重複する場合はだめだということを実時点では聞いております。これについては、今、農業会議の方から機構の方へ最終確認をしているんですけれども、そうい

った形になりますので、先ほどいいました期間借地につきましては、経営所得安定対策、これに関しましては全作業受委託をすることで助成金をもらえるような対応が可能かというようなことが農水振興課の方が考えておるような話も伺っております。ですので、注意していただきたいのは、慣行小作権これがついている農地の貸借、これについては一度年度内に解約して新たに長期の利用権設定を結んでおいた方がよろしいのではなかろうかと考えております。

議長 ありがとうございます。

先ほど局長から補足がありましたが、内容は大体ご理解いただけましたか。わからない人は一度事務局の方で詳しく聞いてもらって、実際に貸借をやる方が地域におられる場合は委員さんの方から一声かけてあげておいたらと思いますので、よろしく願いいたします。

一色達夫委員 はい。(挙手)

議長 一色達夫委員、どうぞ。

一色達夫委員 慣行小作権のことで思い出しました。以前事務局に慣行小作権つきの農地がどれくらいの筆数で面積があるのかということ进行调查してくださいとお願いしていたんですけど、中間的な報告は幹事会の中でいただいたんですが、わかればお知らせいただきたいと思います。

事務局 まだ最終の集計はできてはいないんですけど、先の幹事会で報告しました数値と同じになるかと思いますが、大体市内で筆数にして約2,000件、面積にして約200ヘクタールの慣行小作権が設定された農地があるようで、これは年々減ってはきておまして、減ったものを、現在、集計中でございます。皆さまもご承知のように議案の中で毎回慣行小作権の解消が図られており、減る方向ではあるんですけども、まだまだかなりの数が残っているといった状況でございます。

一色達夫委員 わかりました。

議長 ほかにご意見等はございませんか。

(意見なし)

議長 なければ、事業計画案に賛同していただけますか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上1件、原案どおり承認することといたします。

報告承認案件

議長 それでは最後になりますが、議案書53ページ、報告承認案件について、事務局より報告をいたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。
令和6年4月16日から、令和6年5月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を20件、農地バンク農地登録1件を受理しております。
以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議長 ありがとうございました。
事務局より報告承認案件について報告がございましたが、これについて、何かご意見、質問等、ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということですので、これで報告承認案件を終了いたします。

議長 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。この際ですので、委員の皆さんから何かございましたら承りますが、ございませんか。

(意見なし)

議長 ないようでございますので本日の総会を閉会したいと思います。
慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	令和5年度西条市農業委員会事業報告について	原案承認
議案第7号	令和6年度西条市農業委員会事業計画（案）について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和6年6月5日 午後3時07分